

① 件名
配偶者同行休業の再度の期間延長について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<b>【背景】</b> 人事院規則（職員の配偶者同行休業）の一部を改正する人事院規則が平成28年4月に公布され、配偶者同行休業の再度の延長ができる特別の事情が新たに規定された。 <b>【目的】</b> 本市の休暇制度については、国の休暇制度等に準拠しており、国の制度決定原則に基づき必要な例規の改正を行うもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<b>【根拠法令】</b> ・人事院規則26-0【職員の配偶者同行休業】（平成26年人事院規則26-0） ・地方公務員法（昭和25年法律第261号） ・石巻市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年石巻市条例第34号） <b>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>】</b>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年4月1日 「人事院規則（職員の配偶者同行休業）の一部を改正する人事院規則」公布
⑤ 主な内容
○ 石巻市職員の配偶者同行休業に関する条例の改正 配偶者同行休業の延長を申請・取得し、さらに延長期間が満了する日以降も外国での勤務が引き続くこととなった場合に、再度の休業期間の延長を可能とする規定を加えるもの。 （再度の延長があっても、休業の最長期間3年は従来どおり変わらないもの。）
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
休業期間の再延長が可能になることにより、仕事と家庭生活の両立がより容易になり、家庭責任を全うしながら継続的に勤務することができる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
宮城県：平成29年2月定例会提案予定。 東松島市：平成28年12月定例会議決。 女川町：配偶者同行休業に関する条例未制定。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
平成29年2月 平成29年市議会第1回定例会に「石巻市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例」を提案（施行日：公布の日から施行する。）
⑨ その他